

仮訳

2020 年 2 月陸生動物衛生基準委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。

我々は、以下の章に対するコメントを提出しますが、「第7. Z 章 アニマルウェルフェアと採卵鶏システム」の4次案は、多様な飼養システムが認められる内容となっていることから、修正意見は提出しません。

内容

1. 第 10.4 章 鳥インフルエンザ.....	2
---------------------------	---

1. 第 10.4 章 鳥インフルエンザ

1) 全般にわたるコメント

我が国は、中国で発生した H7N9 亜型の低病原性鳥インフルエンザのように、人に感染して重篤な健康影響を及ぼす事例が認められていることから、これらの低病原性鳥インフルエンザはリスト疾病の要件を満たすのではないかとの見解を示してきた。我が国は、今般、コード委員会が、同様の視点に立って、「自然感染して人に重篤な健康影響をもたらすことが証明されている、家畜された鳥及び飼育下の野鳥における低病原性鳥インフルエンザ」を通報対象として新たにリスト疾病に追加するという提案をしたことについて評価するとともに、当該修正案を支持する。

一方で、実際にコードを適用する上で、考慮すべき点につき、以下のとおり指摘する。

- (1) 「自然感染し、人に重篤な健康影響をもたらす低病原性鳥インフルエンザ」を、誰がどのような手順に基づいて指定するのか明確にすべきである。

(コメントの理由)

同じ血清型の低病原性鳥インフルエンザであっても、病原体の性質に加え、ウイルスへの暴露の程度、感受性の違い、社会的要因等により、人における症状は無症状から死亡まで幅があると考えられる。この際に、どのような症状をもって「重篤」とするのかにより、通報対象となる範囲が大きく異なることとなる。

また、早期警戒の観点では、重篤な人獣共通感染症となる低病原性鳥インフルエンザについては可能な限り速やかに通報対象とすべきであるが、新たに人獣共通感染症としての性質を有することが確認された低病原性鳥インフルエンザについて、人への健康影響の程度を判断するには、一定の症例数が必要となってしまう。このため、まずは、速やかに通報対象として指定し、十分な情報が集まった時点で、通報対象としてリストに残すべきかどうかを判断するような運用を検討すべきではないか。

我が国は、これらの点も考慮した上で、通報対象とする低病原性鳥インフルエンザのウイルス型や系統を決定する手順を定めることを求める。

- (2) 人獣共通感染症としての性質を有する低病原性鳥インフルエンザ感染症については、生体の安全な貿易のための基準やガイダンスが定められるべきではないか。

(コメントの理由)

高病原性鳥インフルエンザに限定した章に見直された新たな章では、人獣共通感染症としての性質を有するものを含む低病原性鳥インフルエンザ感染症については、貿易にかかる勧告が規定されないこととなる。

高病原性鳥インフルエンザと、低病原性鳥インフルエンザの病原性の違いに応じて、生鮮肉等の畜産物の国際貿易における管理措置が異なることは理解する。一方で、生きた鳥（商用のヒナ、愛玩用の鳥等）の国際貿易を通じて、人獣共通感染症としての性質を有する低病原性鳥インフルエンザが国境を超えて拡大するリスクについては無視すべきではなく、これらに対する安全な国際貿易に関する基準やガイダンスが示されるべきではないか。

- (3) リスト疾病から除外される低病原性鳥インフルエンザについても、引き続き OIE が発生情報を集約・分析する仕組みを検討すべきではないか。

(コメントの理由)

リスト疾病は、緊急通報及び定期報告の対象となっている。緊急通報は、迅速な発生情報の共有により、各国が国境防疫を強化する等の対策を講じる上で有効である一方、定期報告は、各国の疾病発生状況や、疾病の世界的な分布、長期的な発生傾向等の疫学的な情報を得る上で有用である。

人に重篤な健康影響を及ぼすもの以外の低病原性鳥インフルエンザがリストから除外されることにより、これまで緊急通報及び定期報告を通じて収集してきた、低病原性鳥インフルエンザに関する疫学的な情報を得る機会が失われこととなる。将来の変異や、人獣共通感染症の発生に備えるため、OIE は、定期報告またはその他の方法で、低病原性鳥インフルエンザの発生に関する情報を引き続き集約・分析する努力をするべきだと考える。

2) 第 10.4.22ter 条に対する改正案とコメント(挿入)

第 10.4.22ter 条

家きん個体群における低病原性鳥インフルエンザの監視

低病原性鳥インフルエンザの発生は施設レベルで管理することが可能である。しかしながら、他の家きん施設への伝播が特に検知されておらず管理されていない場合、ウイルスの変異のリスクを上げることとなる。そのため、監視システムが確立しているべきである。なお、**当該監視システムは、人に自然感染して重篤な健康影響を及ぼす低病原性鳥インフルエンザの、家畜化された鳥や飼育下にある野鳥における発生を、早期に摘発するためにも活用されうる。**

理由及びコメント:

家きん群における低病原性鳥インフルエンザの拡大を検知し、必要な管理を講じることにより、変異リスクを低減する上で、家きん群における低病原性鳥インフルエンザの監視は重要である。一方、公衆衛生上の観点からは、人に自然感染して重篤な健康影響を及ぼす低病原性鳥インフルエンザを早期に摘発することも重要であり、そのような低病原性鳥インフルエンザが周辺で発生している等リスクが高まっている場合には、当該監視システムを、家きん群のみならず、全ての飼育下の鳥(家畜化された鳥や、飼育下における野鳥)にも拡大して適用する等の運用を励行すべきと考える。